

1	正副議長	1
2	常任委員会別議員名簿	2
3	構 成	4
4	活動状況	6
5	報酬・費用弁償等	11
6	市議会基本条例	12
7	議会事務局	13

1 正副議長

議長



大見 昌弘

副議長



坂下 且人

✓ 歴代議長

就任 順位	氏名	就任年月	就任 順位	氏名	就任年月
1	菊池 武熙	明治 23. 4	53	平賀 操	昭和 49. 9
2	北村 雅暢	26. 1	54	佐々木 緑	50. 5
3	菊池 武熙	28. 1	55	川・ 幸利	51. 6
4	北村 雅暢	29. 1	56	日下榮太郎	52. 6
5	菊池 武熙	32. 4	57	小河 秀雄	53. 6
6	片山 高義	33. 1	58	天雲 保夫	54. 5
7	川口萬之助	35. 1	59	多田 潔司	55. 7
8	片山 高義	36. 1	60	水野 高司	56. 6
9	下津 永行	38. 4	61	天雲 保夫	57. 6
10	井戸文四郎	40. 1	62	浅倉 勝	58. 5
11	品治 ・	41. 1	63	多田 潔司	59. 6
12	北村 苟吉	42. 1	64	岡田 明	60. 6
13	岡田 寅・	43. 1	65	川・ 幸利	61. 6
14	品治 ・	44. 1	66	諏訪 博文	62. 5
15	谷川 定次	大正 3. 4	67	佐藤 達二	63. 6
16	前田 道弘	5. 2	68	多田 豊	平成 元. 6
17	北村 苟吉	7. 3	69	岡 優	2. 6
18	中村新太郎	11. 3	70	溝淵 武男	3. 3
19	品治 隆	12. 3	71	阿部 唯	3. 5
20	大西愛三郎	15. 4	72	諏訪 博文	4. 6
21	牧 伴五郎	昭和 5. 4	73	香西 秀治	5. 6
22	澁江嘉太郎	6. 2	74	多田 豊	6. 6
23	小田 榮次	8. 4	75	大熊 忠臣	7. 5
24	鈴木 義伸	9. 3	76	山田 徹郎	8. 6
25	細溪宗次郎	13. 3	77	天雲 保夫	9. 6
26	夏目 重一	17. 6	78	三笠 輝彦	10. 3
27	太田 顯	19. 12	79	諏訪 博文	11. 5
28	松田 春次	20. 4	80	川・ 幸利	12. 7
29	國東 照太	20. 9	81	大浦 澄子	13. 5
30	太田 顯	21. 5	82	北原 和夫	14. 5
31	水野 丞祐	22. 5	83	山田 徹郎	15. 5
32	太田宗二郎	23. 9	84	谷本 繁男	16. 5
33	藤本 慶一	24. 3	85	三笠 輝彦	17. 5
34	川野 嘉平	25. 3	86	綾野 和男	18. 5
35	山田 孝男	26. 5	87	鎌田 基志	19. 5
36	植田 清一	28. 6	88	菰淵 将鷹	20. 5
37	水野 能	30. 5	89	大橋 光政	21. 5
38	野口 裕	32. 2	90	住谷 幸伸	22. 5
39	山田 孝男	33. 9	91	妻鹿 常男	23. 5
40	磯淵 良男	34. 5	92	大浦 澄子	24. 5
41	松田 和夫	35. 5	93	鎌田 基志	25. 5
42	上枝 正行	36. 7	94	中村 順一	26. 5
43	福島 富夫	37. 9	95	岡下 勝彦	27. 5
44	福田 豊重	38. 5	96	森川 輝男	29. 6
45	磯淵 良男	39. 7	97	二川 浩三	30. 5
46	常谷 義隆	40. 3	98	小比賀 勝博	令和 元. 5
47	花崎 政美	41. 3	99	井上 孝志	2. 5
48	住谷 壽雄	42. 5	100	十川 信孝	3. 5
49	高木 英一	43. 12	101	佐藤 好邦	4. 5
50	綾田 倫吉	45. 3	102	白石 義人	5. 5
51	伏見 芳晴	46. 5	103	大見 昌弘	6. 5
52	花崎 政美	48. 5			

■ 歴代副議長

就任 順位	氏名	就任年月	就任 順位	氏名	就任年月
	六車 與平	明治 23. 4	51	水野 高司	昭和 52. 6
1	北村 雅暢	24. 2	52	多田 潔司	53. 6
2	眞鍋佐太郎	26. 1	53	溝内 良太	54. 5
3	日比野何限	28. 5	54	佐藤 達二	55. 7
4	中川 傳・	32. 4	55	浅倉 勝	56. 6
5	長尾 折三	36. 1	56	泉川 義繁	57. 6
6	前田 道弘	40. 1	57	諏訪 博文	58. 5
	寺嶋 政吉	42. 1	58	田中 勇	59. 6
7	芳谷 彌・	42. 3	59	多田 豊	60. 4
8	前田 道弘	43. 1	60	岡 優	61. 6
9	谷川 定次	44. 4	61	溝淵 武男	62. 5
10	新明 嘉	大正 3. 4	62	阿部 唯	63. 6
11	中村新太郎	7. 3	63	土居松太郎	平成 元. 6
12	今澤義三郎	11. 3	64	香西 秀治	2. 6
13	澁江嘉太郎	15. 4	65	大熊 忠臣	3. 5
14	大西 敏弘	昭和 6. 2	66	山田 徹郎	4. 6
15	日下 音吉	9. 3	67	山下 要平	5. 6
16	中村 皎久	13. 3	68	大浦 澄子	5. 9
17	藤本 慶一	15. 12	69	三笠 輝彦	6. 6
18	須田 純一	17. 6	70	北原 和夫	7. 5
19	杉山榮太郎	19. 12	71	杉山 勝	8. 6
20	小田 友吉	20. 4	72	谷本 繁男	9. 6
21	川野 嘉・	22. 5	73	大嶋久仁男	10. 6
22	岡野 數榮	23. 8	74	宮武登司雄	11. 5
23	杉野 治	23. 11	75	綾野 和男	12. 5
24	水野 能	25. 3	76	二川 浩三	13. 5
25	池田 常博	26. 5	77	鎌田 基志	14. 5
26	常谷 義・	27. 3	78	菰淵 将鷹	15. 5
27	遠藤 喜助	28. 5	79	大橋 光政	16. 5
28	福田 豊重	29. 3	80	住谷 幸伸	17. 5
29	森崎 陽一	29. 3	81	妻鹿 常男	18. 5
30	川口芳太郎	30. 5	82	伏見 正範	19. 5
31	磯淵 良男	31. 3	83	山下 稔	20. 5
32	寒川 傳	32. 5	84	池内 ・雄	21. 5
33	森 健	33. 9	85	中村 順一	22. 5
34	植田 一巳	34. 5	86	岡下 勝彦	23. 5
35	福田 豊重	35. 5	87	过 正雄	24. 5
36	花崎 政美	36. 10	88	森川 輝男	25. 5
37	中野 幸伸	37. 9	89	小比賀勝博	26. 5
38	平賀 操	38. 5	90	森谷 忠造	27. 5
39	井手口 傳	39. 7	91	西岡 章夫	28. 5
40	綾田 倫吉	40. 7	92	井上 孝志	29. 5
41	林 格次	41. 6	93	大山 高子	30. 5
42	村上 政雄	42. 5	94	十川 信孝	令和 元. 5
43	野生須繁一	43. 12	95	佐藤 好邦	2. 5
44	別枝 秀夫	45. 3	96	藤原 正雄	3. 5
45	佐々木 緑	46. 5	97	白石 義人	4. 5
46	日下榮太郎	47. 5	98	大見 昌弘	5. 5
47	川・ 幸利	48. 5	99	坂下 且人	6. 5
48	小河 秀雄	49. 6			
49	岡田 明	50. 5			
50	天雲 保夫	51. 6			

2 常任委員会別議員名簿（令和6年5月15日現在）

〔凡例〕 ◎委員長 ○副委員長 （ ）内は年齢、○内は当選回数、「 」内は所属する特別委員会

〔交通〕は総合交通対策特別委員会、「市場」は卸売市場再整備特別委員会、「観光」は観光エリア・附属医療施設整備特別委員会

総務常任委員会

所管 政策局・総務局・財政局・市民局ほか



◎住谷 篤志 (45) ② 自由民主党
清新会
〒761-8031・徳島町117番地4分4F「市場」
☎881-3487 会社役員



○中村 秀三 (56) ③ 公明党
〒760-0071・藤塚町二丁目2番7-201号「市場」
☎090-7143-4202 無職



中村 順一 (73) ⑥ 自由民主党
議員会
〒760-0063・多賀町一丁目4番17号 ◎「市場」
☎861-1878 無職



大見 昌弘 (64) ④ 自由民主党
清新会
〒760-0080・木太町1914番地4 「交通」
☎813-1078 無職



橋本 浩之 (64) ③ 自由民主党
清新会
〒761-8076・多肥上町32番地 ◎「交通」
☎889-7836 無職



菅原 勝彦 (62) ① 自由民主党
清新会
〒761-8012・香西本町309番地 「市場」
☎881-3811 会社役員



中津 宏信 (51) ① 公明党
〒761-8073・太田下町2634番地16 「観光」
☎070-2320-1163 無職



牟禮 俊也 (47) ① 自由民主党
清新会
〒761-0122・牟礼町大町339番地 「交通」
☎845-0381 農業



茂木 邦夫 (37) ① 無所属
〒761-0443・川島東町1359番地5 「交通」
☎050-7114-7184 政党役員



前川 幸輝 (27) ① 市
フォーラム21
〒769-0101・国分寺町新居1163番地6 ○「交通」
☎090-7786-1112 自営業

教育民生常任委員会

所管 健康福祉局・病院局・教育委員会



◎山下 誠 (64) ② 自由民主党
清新会
〒761-8003・神在川窪町278番地85 「観光」
☎882-8558 無職



○小松 由美 (63) ① 自由民主党
清新会
〒769-0103・国分寺町福家甲3733番地 「交通」
☎874-1432 会社員



大山 高子 (64) ⑥ 公明党
〒761-8085・寺井町30番地13 「観光」
☎888-3272 無職



大西 智 (53) ④ 市
フォーラム21
〒760-0080・木太町1849番地1602号 「観光」
☎887-1352 会社員



坂下 且人 (66) ③ 自由民主党
清新会
〒761-0102・新田町甲1492番地3 「交通」
☎844-4844 建設業



藤沢 やよい (61) ③ 日本
共産党
〒761-8084・一宮町1194番地35 「観光」
☎886-8252 政党役員



辻 正彦 (55) ② 自由民主党
清新会
〒761-1406・香南町西庄1163番地1 「観光」
☎879-4032 塾経営



松熊 秀樹 (59) ① 自由民主党
清新会
〒761-8084・一宮町1127番地5 「観光」
☎813-8515 会社員



多田 優子 (56) ① 市
フォーラム21
〒760-0080・木太町2705番地1 「観光」
☎884-0491 自営業



五條 陽子 (50) ① 無所属
〒760-0080・木太町1176番地1 4階 「観光」
☎899-2262 塾経営

経済環境常任委員会

所管 環境局・創造都市推進局・農業委員会



◎齊藤 修 (58) ② 自由民主党
清新会
〒760-0066・福岡町二丁目27番16号「市場」
☎813-2022 中小企業診断士



○大浦真由美 (62) ① 自由民主党
清新会
〒760-0004・西宝町二丁目11番30号「観光」
☎833-3388 無職



佐藤好邦 (72) ⑤ 自由民主党
議員会
〒761-1502・塩江校原下2号60番地 ◎「観光」
☎890-2010 会社役員



岡田まなみ (66) ⑤ 日本共産党
〒761-8063・花宮町二丁目14番5-107号「市場」
☎868-1753・834-2411 政党役員



春田敬司 (57) ⑤ 公明党
〒761-8013・香西東町14番地8 「交通」
☎881-6411 無職



中西俊介 (47) ④ 市民フォーラム21
〒760-8571・番町一丁目8番15号(控室)「市場」
☎839-2826(控室) 政党役員



杉本勝利 (54) ③ 自由民主党
清新会
〒761-8045・西山崎町110番地12 ○「市場」
☎885-3096 無職



米田 慎 (61) ① 市民フォーラム21
〒761-0102・新田町甲1472番地2 「市場」
☎090-4976-8889 文化講座講師



妻鹿匡登 (57) ① 自由民主党
清新会
〒761-0113・屋島西町681番地3 「観光」
☎841-2385 無職



崎山美幸 (50) ① 自由民主党
清新会
〒761-0431・小村町44番地2 「市場」
☎848-0922 会社役員

建設消防常任委員会

所管 都市整備局・消防局



◎造田正彦 (67) ③ 市民フォーラム21
〒761-0450・三谷町1697番地 「交通」
☎889-1508 無職



○香川洋二 (78) ⑦ 自由民主党
清新会
〒761-8062・室新町1156番地25 ○「観光」
☎868-1618 獣医師



中村伸一 (60) ⑤ 公明党
〒761-0104・高松町1715番地F1-508 「交通」
☎880-7913 無職



白石義人 (52) ⑤ 自由民主党
議員会
〒761-0311・元山町863番地3 「交通」
☎865-4812 社会福祉法人理事長



太田安由美 (43) ③ 無所属
〒760-8571・番町一丁目8番15号(控室)「交通」
☎839-2835(控室) 無職



北谷悌邦 (60) ② 自由民主党
清新会
〒761-8023・鬼無町佐藤650番地 「市場」
☎881-2004 農業



糸瀬文史 (64) ① 自由民主党
清新会
〒761-8043・中間町1440番地2 「交通」
☎885-0848 無職



山西朋子 (59) ① 市民フォーラム21
〒760-8571・番町一丁目8番15号(控室)「市場」
☎839-2826(控室) 団体役員



横井裕二 (58) ① 自由民主党
清新会
〒761-0441・由良町640番地10 「市場」
☎848-1617 無職

3 構 成

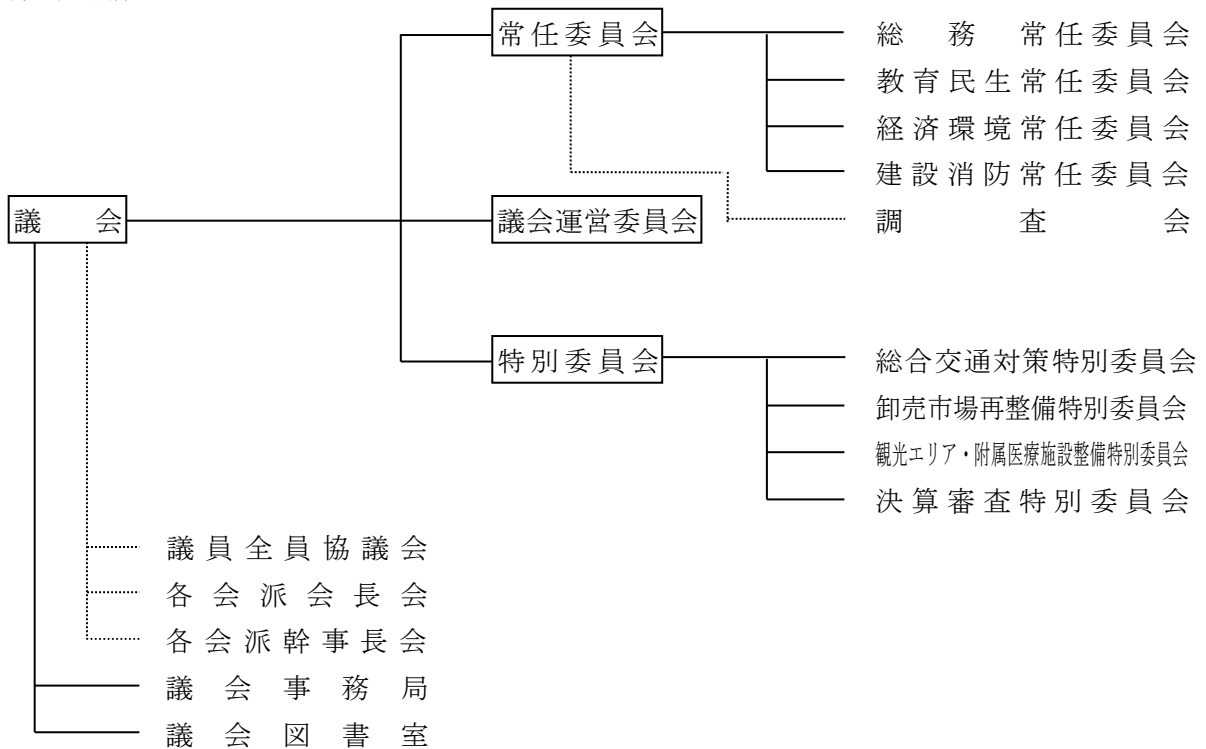
✓ 定数と現員

条例定数	現員	備考
40人	39人	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年3月26日定数条例制定（昭和58年4月24日適用） ・平成9年3月26日定数条例一部改正（定数を44人から4人削減：平成11年4月25日適用）

■ 任 期

令和5年5月2日～9年5月1日

□ 議会の構成



■ 常任委員会

委員会名	所管事項	定数	任期
総務 常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・政策局の所管に関する事項 ・市民局の所管に関する事項 ・会計管理者の所管に関する事項 ・総務局の所管に関する事項 ・財政局の所管に関する事項 ・他の常任委員会の所管に属しない事項 	10人	1年
教育民生 常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉局の所管に関する事項 ・教育委員会の所管に関する事項 ・病院局の所管に関する事項 		
経済環境 常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・環境局の所管に関する事項 ・農業委員会の所管に関する事項 ・創造都市推進局の所管に関する事項 		
建設消防 常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・都市整備局の所管に関する事項 ・消防の所管に関する事項 		

☑ 議会運営委員会（定数10人 任期1年）

議会運営委員会は、①議会の運営に関する事項 ②議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 ③議長の諮問に関する事項について調査を行うほか、議案・陳情等を審査する。（地方自治法第109条第3項）

♡ 特別委員会

委員会名	定数	目的	設置期間	設置年月日
総合交通対策特別委員会	13人	公共交通の利便性向上・利用促進のほか、自転車の活用や航路・空路の活性化など、総合的な交通施策について調査研究する。	任期中	H27.5.15
卸売市場再整備特別委員会	13人	青果棟の移転整備及び花き棟を含め、水産物棟の再整備において、機能的でにぎわいづくりに活用できる施設整備について調査研究する。	目的達成まで	R元.5.17
観光エリア・附属医療施設整備特別委員会	14人	屋島及び塩江地域の観光振興のほか、附属医療施設の建設整備について調査研究する。	目的達成まで	R元.5.17
決算審査特別委員会	37人	9月定例会中の委員会付託に先立ち、議長発議により議長及び議会選出の監査委員を除く37人で構成する特別委員会を設置・委員選任し、閉会中に各会計決算を各常任委員会による分科会において審査・採決を経た後、委員会において分科会長報告を受け、12月定例会開会日に委員長報告を行う。		

♡ 議員全員協議会

特に重要な事項について、説明・報告または協議を行う場合に開く。組織は議員全員で構成する。

・ 各会派会長会

各会派会長会は、付議事件・人事等のうち、特に重要かつ問題のあるものについて、各会派幹事長会・議会運営委員会で収拾できない場合に開く。その他、会議事件以外の事項で議会全体として方針決定なり処理しなければならない事項についても協議する。組織は、各会派の会長（自由民主党議員会は副会長を含む。）と正副議長で構成する。

・ 各会派幹事長会

各会派幹事長会は、議会招集告示の前日に開かれ、総務局長等から提出予定議案の概要説明を受けると同時に、事務局より諸般の報告事項、議会人事の予定等について説明を受ける。また、議会内の庶務的な事項、各種委員の割り振り等についても、随時協議する。組織は、各会派の幹事長（自由民主党議員会は副幹事長を含む。）と正副議長で構成する。

・ 会派別構成等

ア 会派別

(6.5.1現在 単位:人)

会派	自由民主党 清新会	市民 フォーラム21	公明党 議員会	自由民主党 議員会	日本共産党 議員団	無所属	合計
人数	19(3)	7(2)	5(1)	3(0)	2(2)	3(2)	39(10)

※ () は女性議員数

イ 年齢別

(6.5.1現在 単位:人)

年代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	平均年齢
人員	1	1	4	15	15	3	57.4

ウ 当選回数別

(6.5.1現在 単位:人)

当選回数	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回
人員	16	5	7	3	5	2	1

4 活動状況

✓ 令和5年議会開催状況

回数	会別	会期	会議日数	会議日	会議時間
第1回	定例会	22日間	8日	3月3・8・9・10・13・14・23・24日	17時間48分
第2回	臨時会	1日間	1日	5月16日	1時間34分
第3回	臨時会	2日間	2日	5月30・31日	1時間19分
第4回	定例会	18日間	7日	6月23・28・29・30日・7月3・4・10日	21時間25分
第5回	定例会	17日間	7日	9月4・7・8・11・12・13・20日	18時間6分
第6回	定例会	17日間	8日	12月4・7・8・11・12・13・19・20日	25時間47分
合計		77日間	33日		85時間59分

□ 令和5年委員会等開催状況

〔 上段は開催回数 単位：回
下段は延べ時間 単位：時間分 〕

会名		月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計	
常任委員会	総務	委員会			5 5:26		2 0:13	1 0:16	1 1:33	1 1:00	1 1:48	3 3:35		2 0:58	16 14:49	
		調査会		1 1:02	1 0:11				1 0:26						1 0:41	4 2:20
	教育 民生	委員会			5 12:14		2 0:47	1 0:34	1 2:29	1 0:16	1 1:19	3 3:32	2 0:32	2 2:12	2 2:12	18 23:55
		調査会		1 0:58											1 2:22	2 3:20
	経済 環境	委員会			5 7:04		2 0:48	1 0:15	1 1:49		2 2:27	2 2:51	2 0:48	2 3:00	2 3:00	17 19:02
		調査会		1 0:54	1 0:32					1 1:17				1 1:40	1 1:02	5 5:25
	建設 消防	委員会			5 3:29		1 0:04	1 0:25	1 2:02	1 0:32	1 0:47	3 4:02	1 0:36	1 2:05	1 2:05	15 14:02
		調査会														
	議会運営委員会			2 0:49	3 0:07		4 0:30	1 0:13	2 0:35	3 1:47	2 0:23	1 0:39	2 0:53	2 0:09	2 0:09	22 6:05
	特別 委員会	総合交通対策			3 1:09		1 0:03		1 0:06		1 0:05				1 0:18	7 1:41
卸売市場再整備				2 0:12		1 0:03								1 0:14	4 0:29	
観光エリア・附属医療施設整備				2 0:56		1 0:04		1 0:18		1 0:10					5 1:28	
決算審査										1 0:20			1 0:35		2 0:55	
合計	委員会		2 0:49	30 30:37		14 2:32	5 1:43	8 8:52	6 3:35	10 7:19	12 14:39	8 3:24	11 8:56	11 8:56	106 82:26	
	調査会		3 2:54	2 0:43				1 0:26	1 1:17				1 1:40	3 4:05	11 11:05	
議員全員協議会							1 1:36		1 0:39						2 2:15	
各会派会長会						2 0:24									2 0:24	
各会派幹事長会			1 1:16	1 0:16		4 1:02	1 0:54		1 0:42	1 0:09		1 0:50	1 0:23	1 0:23	11 5:32	

※1 現地調査の場合は、開催回数のみを表記している。

※2 2委員会以上が連合で開催した場合は、それぞれ1回とする。

※3 決算審査分科会は各常任委員会で計上している。

■ 令和5年請願・陳情処理状況

ア 請願・陳情受理状況

(単位：件)

月別 部門別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計
総務 常任委員会					1	(1) 1		(2) 2			(1) 2		(4) 7
教育民生 常任委員会	(1) 1							(1) 1			(1) 1		(3) 3
経済環境 常任委員会													
建設消防 常任委員会													
議会運営 委員会													
観光エリア・ 附属医療施設 整備 特別委員会													
合計	(1) 2				1	(1) 1		(3) 3			(2) 3		(7) 10

※1 () 書きは委員会付託された請願・陳情を示す。

※2 2委員会以上に係る場合は、それぞれ1件とする。

イ 請願・陳情審議状況

番号	件名	会議日	結果
陳情1	社会保障制度の拡充を求める陳情	第1回(定) 3月23日	不採択
陳情3	特定の地域や民族、思想、性別、LGBTQ+、身体的、精神的特性を持つ人に対する、差別や暴力、排除を絶対に許さないという決議についての陳情	第5回(定) 9月20日	不採択
陳情4	日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める陳情	第5回(定) 9月20日	不採択
陳情5	宿題の原則廃止についての陳情	第5回(定) 9月20日	不採択
陳情6	健康保険証廃止の中止を求める意見書の採択を要請する陳情	第5回(定) 9月20日	不採択
陳情7	社会保障制度の拡充を求める陳情	第6回(定) 12月19日	不採択
陳情8	「刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書」の提出を求める陳情	第6回(定) 12月19日	不採択

(5) 令和5年議員提出議案一覧表

番号	件名	会議日	結果
1	保育士の配置基準の見直し及び処遇改善を求める意見書	第1回（定） 3月23日	否決
2	安保関連3文書の閣議決定の撤回を求める意見書	第1回（定） 3月23日	否決
3	差別禁止を盛り込んだ LGBT 理解増進法の早期制定を求める意見書	第1回（定） 3月23日	否決
4	マイナンバーカードと健康保険証の一体化をしないよう求める意見書	第1回（定） 3月23日	否決
5	総合交通対策特別委員会の設置について	第2回（臨） 5月16日	可決
6	卸売市場再整備特別委員会の設置について	第2回（臨） 5月16日	可決
7	観光エリア・附属医療施設整備特別委員会の設置について	第2回（臨） 5月16日	可決
8	新型コロナウイルス感染症の後遺症への対応強化を求める意見書	第4回（定） 7月10日	否決
9	物価上昇に見合う年金の引き上げを求める意見書	第5回（定） 7月10日	否決
10	消費税インボイス制度の延期・中止を求める意見書	第5回（定） 7月10日	否決
11	特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書	第5回（定） 7月10日	否決
12	生活保護制度に夏季加算新設の検討を求める意見書	第5回（定） 9月20日	否決
13	燃料油価格激変緩和対策事業等の延長とトリガー条項の発動を求める意見書	第5回（定） 9月20日	否決
14	国保料の均等割について、軽減する対象年齢や軽減割合を早急に拡大するよう求める意見書	第6回（定） 12月19日	否決
15	罹災証明書交付申請において、自己判定方式ではない場合に被害住家の写真等の提出を求めないよう周知徹底することを求める意見書	第6回（定） 12月19日	否決
16	最低賃金の地域間格差を解消し、早急に全国一律時給1,500円に引き上げるよう求める意見書	第6回（定） 12月19日	否決
17	高松市議会委員会条例の一部改正について	第6回（定） 12月20日	可決

(6) 傍聴の状況

ア 本会議

(5年)

議会区分	開催月	傍聴者数(人)
第1回定例会	3	132
第2回臨時会	5	9
第3回臨時会	5	7
第4回定例会	6	207
第5回定例会	9	105
第6回定例会	12	102
合計		562

イ 委員会

(5年)

区分	傍聴者数(人)
総務常任委員会	3
教育民生常任委員会	19
経済環境常任委員会	7
建設消防常任委員会	5
議会運営委員会	16
総合交通対策特別委員会	1
卸売市場再整備特別委員会	1
観光エリア・附属医療施設整備特別委員会	1
決算審査特別委員会	3
合計	56

(7) 議会報告会

高松市議会基本条例に基づき、より市民に開かれた議会を目指して、平成28年度から議会改革の内容や定例会の審議状況等の報告を行う議会報告会を開催していたが、若者や市民の意見を市政に反映させることを目的に、平成29年度から高松第一高等学校生徒との意見交換会、平成30年度から市民との意見交換会、令和5年度から香川大学生との意見交換会を開催している。

年度	参加者数(人)		
	市民との意見交換会	一高生との意見交換会	香川大学生との意見交換会
元	46	14	
2			
3	39	15	
4	20	18	
5	23	17	21

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により意見交換会の開催を中止とした。

5 報酬・費用弁償等

✓ 議員報酬(改正経過)

(単位:円)

区分	改正日	4.3.27公布	5.3.25公布	6.3.28公布	7.3.27公布	9.3.27公布
		4.4.1施行	5.4.1施行	6.4.1施行	7.4.1施行	9.4.1施行
議長		680,000	698,000	711,000	720,000	727,000
副議長		605,000	621,000	633,000	641,000	647,000
議員		568,000	584,000	595,000	602,000	608,000

※ 市が行う新型コロナウイルス感染症対策費などに充てるため、令和2年6月、議員報酬に関する条例を一部改正し、令和2年7月から12月までの間の議員報酬を、議長655,000円、副議長583,000円、議員548,000円に減額した。

■ 旅費

(単位：円)

区分	車賃 (1 kmにつき)	日当 (1 日につき)	宿泊料 (1 夜につき)		食卓料 (1 夜につき)
			甲地方	乙地方	
議長	37	3,300	14,800	13,300	3,300
副議長・議員	37	3,000	14,800	13,300	3,000

※ 甲地方とは市及び東京都の特別区の地域をいい、乙地方とはその他の地域をいう。

固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

本会議及び委員会に出席した場合の費用弁償 (平成28年4月1日改正)

議員が招集に応じて会議に出席した場合、または議会の議決により付議された特定の事件についての審査のため委員会に出席した場合に、費用弁償として1日につき3,000円の旅費を支給している。(高松市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第4条第2項)

■ 議員期末手当 (改正経過)

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
6月支給分	100分の167.5	100分の170	100分の167.5	100分の162.5	100分の165
12月支給分	100分の172.5	100分の165	100分の167.5	100分の167.5	100分の175
合計	100分の340	100分の335	100分の335	100分の330	100分の340
加算率	100分の20	100分の20	100分の20	100分の20	100分の20

行政視察旅費 (令和6年度予算) 総額7,000,000円

(内訳) 個人視察 3,600,000円、常任委員会視察 3,400,000円

♡ 海外視察旅費 (令和6年度予算)

総額6,000,000円 (10人分)

♥ 政務活動費 (平成25年4月1日改正)

議員1人年額1,200,000円 (月額100,000円) を年2回に分け、議員個人に交付する。

※ 市が行う新型コロナウイルス感染症対策費に充てるため、令和2年6月、政務活動費に関する条例を一部改正し、令和2年10月から令和3年3月までの間の政務活動費を、月額60,000円に減額した。

・ 議員健康診断検査助成制度

ア 目的

昭和57年度から成人病等の早期発見・予防対策として、総合的機能検査を実施し、議員の健康の保持増進を図り、もって議員活動の円滑な推進に寄与することを目的とする。

イ 実施方法・助成額

検査は、議員1人毎年度に1回限りとし、助成額は原則として検査費用の本人負担額の2分の1の補助で、32,000円を限度とする。ただし100円未満の端数は個人負担とする。

6 市議会基本条例

✓ 制定に至る経緯

地方分権の進展に伴い、地方自治体自らが決定すべき事項が拡大するとともに、社会構造の急激な変化を受け、少子・超高齢社会への対応など各種の今日的課題が山積する中、市議会の果たすべき役割はますます重要かつ増大しており、市民から多様な意見を聞き、それを市政運営に反映していくという議会本来の使命を果たし、従来にも増して、より一層、市民に開かれ信頼される存在となることが求められている。

加えて、年々、全国的に議会基本条例を制定する議会が増えており、本市でも大きな課題となってきた。

平成9年以前、議会運営の改善、議会改革に係る諸課題については、正副議長のほか、同志会の副幹事長・政務調査副会長を含めた、各会派の幹事長・政務調査（政策審議）会長レベル10人で組織する協議機関で、また、9年5月からは各会派幹事長・政務調査（政策審議）会長会で、14年12月からは、議会運営の改善を引き続き協議していく機関であることを明確にするため、任意の組織であるが、名称を議会改善検討委員会に改めた上、協議を重ねてきた。

25年7月からは、議会基本条例の制定を視野に入れて、協議の場を議会内の正規の組織である議会運営委員会に移し、これまでの議会改革の成果等も踏まえ、本市議会及び議員個々の活動の最も根幹となる指針として、全8章で構成する基本条例制定に係る検討協議を進めてきた。

議会運営委員会では、議員研修会や先進地視察をはじめ、計24回、委員会を開催し、議員間の自由討議の手法で活発な協議を重ねた結果、26年4月に条例素案がまとまり、その後、同年8月15日から約1カ月間パブリックコメントを実施したほか、同年9月23日には市民との意見交換会を実施した。

その後、最終的な条例案等を各会派会長会及び議員全員協議会に報告・了承を得て、同年12月定例市議会に議員提出議案として条例議案を提出し、原案可決され、27年4月1日に条例を施行した。

■ 制定の目的

この条例は、二元代表制のもと、合議制の議事機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等、議会に関する基本的事項を定め、議会がその権能をいかんなく発揮することにより、真に市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とする。

□ 基本理念

議会は、市政における唯一の議決機関としての自覚と誇りを持ち、市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、真の地方自治の本旨の実現を目指すものとする。

■ 基本方針

ア 積極的な情報公開に努め、市民との情報共有を図るとともに、可能な限り市民の参画機会を保障すること。

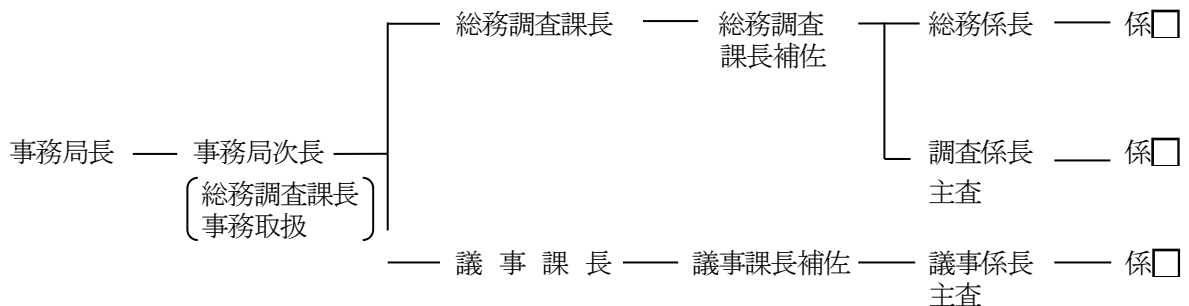
イ 議案等の審議及び審査を通して、市長その他の執行機関の事務の執行について調査、監視及び評価を行うこと。

ウ 議員相互の自由な討議を活性化し、政策提案及び政策提言に取り組むこと。

エ 議会改革を継続的に推進すること。

7 議会事務局

✓ 機構及び職員数（令和6年4月1日現在）



定数 25人、現員 19人 このほか、会計年度任用職員5人

■ 議会費予算

7億4,245万6,000円（令和5年度 7億4,388万7,000円）

前年度対比 99.8%

一般会計構成比 0.4%

（単位：千円）

1	報酬	302,601	7	需用費	7,662
2	給料	73,751	8	役務費	1,765
3	職員手当等	150,015	9	委託料	11,575
4	共済費	112,215	10	使用料及び賃借料	1,553
5	旅費	27,413	11	備品購入費	50
6	交際費	2,500	12	負担金、補助及び交付金	51,356

□ 議会図書室

昭和23年7月30日に制定された高松市議会図書室規程に基づいて設置され、議員の調査研究に資するため、参考図書の収集に努めている。また、令和3年度からは、議会活動の活性化に向け、高松市中央図書館との連携を開始し、高松市図書館の図書の貸出し及びレファレンスサービスの提供を受けている。

議会図書室蔵書数

（6.3.31現在 単位：冊）

分類	総記	哲学	歴史・地理	社会科学	自然科学	技術・工学	産業	芸術	語学	文学	合計
蔵書数	671	76	701	4,600	161	325	421	130	161	406	7,652

※ 日本十進分類法による。

■ 定期刊行物

（5年度）

刊行物名	頁数	判型	発行回数	配布先
高松市議会会議録	1,501	A4	定例会4回と臨時会	理事者、その他
市政概況	619	A4	年1回	タブレット・ホームページに掲載
主要・新規等事業調	36	A4	年1回	タブレットに掲載

✓ 広報活動

ア 市議会広報紙

市民に議会審議の様子を知っていただくため、昭和54年度から市内全世帯配付の議会広報「たかまつ市議会だより」として、定例会・臨時会閉会后早急に発行しているが、平成15年6月1日号からは、読みやすい紙面にするため、全面リニューアルを行い、名称も「たかまつ市議会だより」から「たかまつ市議会レポート」に改め、19年4月15日号からは、これまで1色刷りであったものをカラー刷りにした。さらに、議会を身近に感じていただける広報紙を目指し、令和元年10月15日号から、表紙レイアウトのリニューアルを行うとともに、議会の取組を掲載するなど内容の見直しに取り組んでいる。

㊦ 判 型 A4判

㊥ ページ建て 定例会8ページ、臨時会4ページ

㊤ 発行部数 200,000部/号（市内全世帯に配布）

イ 市議会ホームページ

市議会の情報を、より多くの人に迅速に発信するとともに、市議会への関心を高めるため、市議会ホームページ（<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shigikai/index.html>）を平成13年6月21日に開設した。

ウ 会議録検索システム

平成3年以降の本会議会議録をインターネットで検索できる会議録検索システムを12年9月から稼働し、市議会ホームページに掲載している。さらに、20年3月定例会からの各委員会記録も、同ホームページに追加掲載することとした。

エ CATVによる議会中継

平成9年3月定例会の各会派代表質問と、それに対する答弁に限って、CATVによる議会中継が開始され、同年6月定例会からは、開会日の市長提案説明も加えた中継が行われてきた。さらに、16年3月定例会からは、本会議の全日程について中継することとした。なお、令和5年12月定例会からは、本市議会のインターネット議会中継の映像を提供し、放映している。

オ インターネット議会中継

平成20年6月定例会から、インターネットによる本会議のライブ中継及び録画映像の配信を、高松市議会ホームページにおいて開始した。

カ 高松市議会事務局フェイスブック

会議の案内をはじめ、質疑等で登壇する議員や行政視察の受入れ状況等、さらなる情報発信を図るために、平成28年11月に、フェイスブックに高松市議会事務局の専用ページを開設した。

♡ 議場及び会議室等

(単位：㎡)

室名		面積	室名		面積
議場		285.62	会議室		19.91
委員会室	第1委員会室	66.97	議員控室	自由民主党清新会	229.17
	第2委員会室	66.97		市民フォーラム21	66.06
	第3委員会室	66.40		公明党議員会	58.23
	第4委員会室	66.81		自由民主党議員会	50.55
				日本共産党議員団	45.21
	(全員協議会室)	} 133.94	応接室	第1応接室	71.87
	第5委員会室			第2応接室	31.71
	第6委員会室			第3応接室	22.35
議長室		63.04	局長室		32.63
副議長室		57.96	議会事務局		151.77
議会図書室		88.03	傍聴席・ロビー・倉庫等		594.02
議会書庫		22.23	合計		2,291.45

♡ 議場における国旗・市旗の掲揚

平成11年8月に国旗及び国歌に関する法律が制定され、国から各地方自治体に国旗掲揚の要請があったことなどを背景に、国旗は国家を象徴し、国の主権を表すものであり、市旗についても同様であるとの考えから、14年6月定例会最終日より、議場に国旗・市旗を掲揚している。

・ 委員会の公開

平成15年9月定例会から常任委員会・議会運営委員会・特別委員会の傍聴を許可することとしている。

・ 常任委員会の所管事項に係る質問

平成16年12月定例会から常任委員会の活動を充実させるため、議案審査だけでなく、各常任委員会が所管する事項全般について質問を行えることとした。

・ 高松市議会議員政治倫理条例の制定

特別養護老人ホーム「高松さんさん荘」の建設をめぐる贈収賄事件を厳粛に受け止め、平成18年9月

議会で4会派共同の議員提案により条例を制定した。

・ 政務活動費の交付に関する条例改正

政務調査費から政務活動費への改正を含む、地方自治法の一部改正が平成24年9月5日に公布された。これに伴い、本市では、24年12月に「高松市議会政務調査費の交付に関する条例」を「高松市議会政務活動費の交付に関する条例」に改正し、「要請・陳情活動費」、「会議費」の2項目を経費に追加するとともに、議長は使途の透明性の確保に努めることが明記されたことから、25年度から政務活動費の使途基準運用指針を、また、26年度から議員別収支状況総括表を、市議会ホームページで公開している。

さらに、議会運営委員会での協議の結果、28年度交付分から、政務活動費の収支報告書及び領収書等をホームページで公開するとともに、使途のより一層の透明性の確保等を図るため、29年3月に使途基準運用指針を改定し、29年度交付分から適用することとした。また、30年度交付分から、広報紙・報告書等の印刷物について、収支報告書へ原本を添付することを義務づけ、ホームページで公開することとした。

・ 議長交際費の公開

平成23年3月に高松市議会交際費の支出基準を作成し、23年度から支出する議長交際費を市議会ホームページにて公開している。

✧ ペーパーレス会議システムの導入

議会関係資料等を電子化し、ペーパーレスをはじめ、文書保存・管理の効果的な運用や職員の事務作業の軽減を図るなど、議会運営の効率化の推進を目的として、平成30年6月定例会から、タブレット端末を活用したペーパーレス会議システムの運用を開始した。

◁ 本会議における託児サービスの実施

開かれた議会を目指すため、小さなお子様連れの傍聴者が本会議を傍聴している間、無料でお子様をお預かりする託児サービスを、令和4年3月定例会から開始した。

(15) 個人情報保護制度

ア 個人情報保護制度の見直しについて

個人情報の取扱いについては、これまで、各地方公共団体において条例を定め、適正な取扱いを確保してきたが、令和3年の国の「個人情報の保護に関する法律」の改正により、令和5年4月1日から、各地方公共団体にも、同法が直接適用されることとなった。その一方で、市議会については、国会や裁判所等と同様に、同法の適用から除外されていることから、これまでどおり本市議会が保有する個人情報を保護するとともに、同法が適用される執行機関側と差異が生じないようにするため、高松市議会の個人情報の保護に関する条例、及び条例を施行する際に必要な事項について施行規程を制定した。

イ 個人情報ファイル簿の公表について

総務調査課

- ・ 栄典・表彰事務ファイル
- ・ 議員履歴管理ファイル
- ・ 高松市議会託児サービスに関する事務ファイル

議事課

- ・ 請願・陳情等ファイル
- ・ 委員会傍聴者ファイル

実施機関	作成事務数	利用事務数	提供事務数
市議会事務局	5	0	0

※1 利用事務数は、実施機関内部で利用目的以外の目的のために利用した事務数をいう。

※2 提供事務数は、実施機関以外に利用目的以外の目的のために提供した事務数をいう。